

様式第1号(第4条関係)

取 下 届

年 月 日

(宛先) 吉川市長

申請者 住所
氏名
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

吉川市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により、次のとおり申請の取下げを届け出ます。

申請の種類	認定 ・ 認定更新 ・ 変更認定
申請年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
取下げの理由	
備考	

様

吉川市長



不 認 定 通 知 書

申請のあった次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4の規定に基づく認定（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をしないこととしましたので、通知します。

申請年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
認定しない理由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に吉川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分に取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やその処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

吉川市長



管理計画認定マンションに関する状況報告依頼書

次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告してください。

管理計画の認定番号	第 号
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
報告を求める内容	

年 月 日

認定管理計画に関する状況報告書

（宛先） 吉川市長

認定管理者等 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号で報告の依頼があつた管理計画認定マンションの管理の状況について、次のとおり報告します。

管理計画の認定番号	第 号
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
報告の内容	
備考	

様

吉川市長



改 善 措 置 命 令 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、次のとおり改善に必要な措置を命じます。なお、この命令に違反したときは、同法第5条の10の規定に基づき、認定を取り消すことがあります。

管理計画の認定番号	第 号
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
命令に係る措置の内容	
措置の期限	
措置を命ずる理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に吉川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分に取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やその処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

（宛先） 吉川市長

認定管理者等 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

改 善 報 告 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により改善命令を受けたため、必要な措置を講じましたので、次のとおり報告します。

管理計画の認定番号	第 号
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
命令に係る措置の内容	
備考	

年 月 日

（宛先） 吉川市長

認定管理者等 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

取 り や め 届

管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、吉川市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

管 理 計 画 の 認 定 番 号	第 号
管 理 計 画 の 認 定 年 月 日	年 月 日
マ ン シ ョ ン の 名 称	
マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
取 り や め の 理 由	

様

吉川市長



認 定 取 消 通 知 書

次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

管 理 計 画 の 認 定 番 号	第 号
管 理 計 画 の 認 定 年 月 日	年 月 日
マ ン シ ョ ン の 名 称	
マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
取 消 し の 理 由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に吉川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分に取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やその処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。